

平成27年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会会議録

日 時：平成27年6月30日（火）

午後2時から午後3時20分まで

会 場：宮代町役場202会議室

出席者：〔審議会〕大塚会長、岡野委員、野林委員、鈴木委員

（事務局）渋谷課長、大場副課長、鈴木主幹

《会議概要》

■会長及び会長職務代理の決定について

大塚委員が会長となることに決定

岡野委員が会長職務代理となることに決定

■マイナンバー制度について

資料に基づき事務局から説明

■個人情報保護条例の一部改正について

資料に基づき事務局から説明

■諮問事項に関する審議

大塚会長 それでは、諮問事項について審議を始めます。

マイナンバー制度自体は、法で決まっていますが、法技術的なものも含めどのようなことでも良いので意見を伺います。

岡野委員 今回の個人情報保護条例の改正は、全国的に行われているものなのか。

鈴木主幹 そんなに大差は無く、各自治体で進めています。

岡野委員 個人情報保護条例は、各自治体で定められていますが、内容がすべて同じという訳ではないのですか。

鈴木主幹 すべて同じということではなく、多少の違いはあります。

岡野委員 マイナンバー制度を全国的に実施していくために、必要なことを各自治体で定めるという動きがあるということが良いですか。

鈴木主幹 そのとおりです。

大場副課長 個人情報保護条例の改正をしないと、番号法だけが施行されて、マイナンバー制度における個人情報保護に対する十分な措置が取れなくなってしまうことから、全国的に同様のことを行っています。

大塚委員 住基ネットのときも同じような状況だったような気がしますが、そのときは賛同しなかった自治体があったように把握しています。

大場副課長 福島県の矢祭町などが住基ネットに接続しませんでした。マイナンバー制度が始まることに伴い、接続をしたようです。番号法については、法定受託事務となっており、国で定めたことを自治体がやらなければなりません。住基ネットの場合は、自治事務となっており、接続しなくても罰則等はありませんでした。

鈴木委員 確認ですが、今回の審議会は、条例改正の報告会ということですか。この審議会として意見を出して、改正の内容を変えることはできるのですか。

鈴木主幹 審議会として、この改正を認めないという答申をすることはできます。

鈴木委員 この改正を承認しなければ、マイナンバー制度を運用することはできないということですか。

鈴木主幹 仮に、改正を認めないとして町長に答申をしても、最終的に町長が改正すると判断して議会に議案の提出をし、議会で議決がされれば改正されることになります。

鈴木委員 事務局からの報告だけではなく、意見を述べる会であるという認識で良いですか。

大塚会長 行政側にしっかりと意見は伝えるべきものだと思います。

第12条の2の規定についてですが、条文の内容と運用の面が気になるので詳細を聴かせてください。

鈴木主幹 第1項及び第2項の規定は、実施機関として、例えば町長部局のある事務で利用する目的で収集した特定個人情報、本来であれば他の目的で利用することはできませんが、人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難であるときは、その利用目的以外の目的に利用することができる、とするものです。ただし、本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがある場合は、その利用目的以外の目的に利用することはできないと定めるものです。また、第3項では、第2項前段に基づき利用目的以外の目的に利用する場合であっても、個人の権利利益を保護するため利用の範囲をより限定するという構成になっています。

大塚会長 国は、税金を取るためこの制度を実施したいという考えがあるように思えます。

鈴木主幹 所得情報をより正確に把握することは、税収にも繋がることにもなるので、マイナンバー制度の一面としては、税収の確保という側面を持っているのは確かだと考えられます。しかし、より正確に把握することによって適正な課税をすることができるようにもなるという考えもあります。町などが把握した所得に関する情報は、福祉や保険など

の社会保障制度に直接影響をしています。本当に社会保障を受けるべき人を把握するため、より公平性を高めるためには番号制度は効果があると考えられます。

鈴木委員 中には、実際に収入があっても無い振りをして生活保護を受けている人もいますので、マイナンバー制度により、働いたら源泉徴収票が作成され、正確に課税されるのは、良いと思います。

大塚会長 マイナンバー制度は、行政にとっては非常に便利になる制度だと思います。税の公平、収入の適正な把握のために非常に役立つものもあります。しかし、今後のマイナンバー制度の運用にあたり、行政側に偏った改正等がされるような場合は、行政に意見を言っていかなければならないと思います。今回の個人情報保護条例の改正は、国の番号制度を運用するためのものであれば、これで良いのではないかと思います。

野林委員 年金情報の漏洩の事件がありました。大丈夫なのか心配はあります。逆にこの件があったから、もっと気をつけてもらえるものとも考えています。

大塚会長 他に今回の改正について、意見はありますか。
審議会としては、この改正で良いということによろしいですか。
この審議会として、国の決定に基づいて町がまとめた個人情報の改正について、認める方向で答申を作成して良いですか。

各委員 結構です。

大場副課長 それでは、この審議会の答申を基に、個人情報保護条例の改正を進めさせていただきます。

予定としては、9月議会に議案として提出し、議会での審議の概要を含め、結果について委員の皆様にご報告をさせていただきたいと考えています。

大塚会長 本日は、お疲れさまでした。